

件名	愛媛県障害者更生センター管理条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法
<p>【条例の概要】</p> <p>障害者更生センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 宿泊、休養等の施設の提供に関する事。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関する事。</p> <p>(2) センターの利用の許可に関する事。</p> <p>(3) 利用料金の収受に関する事。</p> <p>(4) センターの施設の利用の促進に関する事。</p> <p>(5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>3 利用者 身体障害者及びその介助者等</p> <p>4 利用時間</p> <p>(1) 宿泊室の宿泊利用：到着の日の午後3時から出発の日の午前10時まで</p> <p>(2) 宿泊室の休憩利用：午前10時から午後3時まで</p> <p>(3) 大広間の利用：午前9時から午後9時まで</p> <p>(4) 会議室の利用：午前9時から午後5時まで</p> <p>(5) 指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更できる。</p> <p>5 休館日 指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。</p> <p>6 利用の許可 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p> <p>7 利用料金 指定管理者の収入とする。 利用料金の上限額は、従前の使用料の額の1.5倍～2倍の額を上限額として規定 利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。 既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>8 利用料金の減免 県又は指定管理者が施設の目的を達成するために必要な事業を行うとき等</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 57,759千円（平成17年度当初予算額）</p> <p>2 使用料実績 12,591千円（平成15年度実績）</p> <p>3 利用者数 13,258人（平成15年度実績）</p> <p>4 施設の種類 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法第5条）</p> <p>5 管理受託者 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>	